

比治山大学・比治山大学短期大学部学生表彰規程に関する細則

1 表彰候補者の推薦方法について

規程第3条に定める表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

2 表彰の方法について

(1) 規程第5条により授与される表彰状の様式は、別に定める。

(2) サークル等学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、表彰状はその活動に従事した構成員個々に授与できるものとする。

3 表彰の公表について

規程第7条による表彰を受けた者の公表は、比治山大学広報誌に掲載するとともに、学内掲示板に掲示することにより行うものとする。

4 表彰の基準について

(1) 学業に関する表彰について

ア 各学科は、当該年度の学部生及び短期大学部生の卒業予定者で、特に優秀な学業成績を修めた者を表彰の対象として推薦するものとし、推薦基準については別に定める。

イ 各学科は、当該年度の卒業予定者を除く学部生及び短期大学部生で特に優秀な学業成績を修めた者を表彰の対象として推薦するものとし、推薦基準については、別に定める。

(2) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生及び短期大学部生

① 「成績優秀者」

各学科は、各年度において学外の権威ある機関が実施する試験等で、特に優秀な成績をあげた者を表彰の対象として推薦するものとする。

② その他

上記のほか、所属学科の専門領域において国内外の学会で高く評価される研究業績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生及び専攻科生

大学院生及び専攻科生については、研究論文、研究業績等が国内外の学会等において特に高い評価を受けた者がいる場合に、表彰の対象として考慮するものとする。

(3) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における表彰候補者としては、次の各レベルの体育活動の成績を目安とし、選考するものとする。

- ① オリンピック，世界選手権，アジア大会，ユニバーシアード等の権威ある国際レベルの競技会に日本代表として出場した者
- ② 国体，日本選手権等全国規模の競技会に代表として出場した者
- ③ ブロック大会（西日本大会，中国・四国地区大会，中国地区大会）の競技会での入賞者及びそれに準じる者
- ④ 県内の権威ある競技会で優勝した者

イ 文化系

文化系の課外活動における表彰候補者としては、次の各レベルの芸術・文化活動の成績を目安とし、選考するものとする。

- ① 国際規模のコンクール等に日本代表として出場した者
- ② 全国規模のコンクール等で高い評価を得た者及びそれに準じる者
- ③ ブロック大会（西日本大会，中国・四国地区大会，中国地区大会）のコンクール等で高い評価を得た者
- ④ 県内の権威あるコンクール等でもっとも高い評価を得た者

(4) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動，人命救助，犯罪防止，災害防止等の社会活動で特に顕著功績があった者

(5) その他の活動に関する表彰について

その他社会から高い評価を受け，本学の名誉を著しく高め，本学学生の模範となりうる者

附 則

- 1 この細則は，平成12年7月1日から施行し，平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は，平成14年11月26日から施行する。

附 則（平成16年1月27日改正）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成16年度前の入学生については、なお従前の例による。